東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第百五十二号）新旧対照表（抄）

改正案

目次　（現行のとおり）

第一条から第十六条まで　（現行のとおり）

（登録取消書及び事業停止命令書）

第十七条　知事は、条例第十四条第一項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、別記第十五号様式の登録取消書又は別記第十六号様式の事業停止命令書により行うものとする。

第十八条から第二十条まで　（現行のとおり）

別記第一号様式及び第二号様式　（現行のとおり）

第３号様式（第４条関係）

第　　号

改善命令書

住　所
氏　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽法第12条第２項の規定により、浄化槽の　　に関し、次のとおり改善を命ずる。

年　　月　　日

東京都知事　　印

設置場所			
管理者名		施設名	
浄化槽の種類	単独・合併（　　）		
改善期限	年　　月　　日まで		
改善事項			
改善を命ずる理由			

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

現行

目次　（略）

第一条から第十六条まで　（略）

（登録取消し書及び事業停止命令書）

第十七条　知事は、条例第十四条第一項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、別記第十五号様式の登録取消書又は別記第十六号様式の事業停止命令書により行うものとする。

第十八条から第二十条まで　（略）

別記第一号様式及び第二号様式　（略）

第３号様式（第４条関係）

第　　号

改善命令書

住　所
氏　名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽法第12条第２項の規定により、浄化槽の　　に関し、次のとおり改善を命ずる。

年　　月　　日

東京都知事　　印

設置場所			
管理者名		施設名	
浄化槽の種類	単独・合併（　　）		
改善期限	年　　月　　日まで		
改善事項			
改善を命ずる理由			

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）

第15号様式（第17条関係）

第　　号

登　録　取　消　書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付浄保（　　）第　　号で登録した浄化槽保守点検業については、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第１項の規定により、下記のとおり登録を取り消す。

年　月　日

東京都知事　　印

記

１　取消年月日　　年　月　日

２　取消理由

注１　この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第五号様式から別記第十四号様式まで（現行のとおり）

第４号様式（第４条関係）

第　　号

浄化槽使用停止命令書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽法第12条第２項の規定により、次のとおり浄化槽の使用停止を命ずる。

年　月　日

東京都知事　　印

設置場所			
管理者名		施設名	
浄化槽の種類	単独・合併（　　）		
使用停止期間	年　月　日から 年　月　日まで	（　　日間）	
使用停止を命ずる理由			

１　この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

第15号様式（第17条関係）

第　　号

登　録　取　消　書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付浄保（　　）第　　号で登録した浄化槽保守点検業については、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第１項の規定により、下記のとおり登録を取り消す。

年　月　日

東京都知事　　印

記

１　取消し年月日　　年　月　日

２　取消し理由

１　この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第五号様式から別記第十四号様式まで（略）

第４号様式（第４条関係）

第　　号

浄化槽使用停止命令書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

浄化槽法第12条第２項の規定により、次のとおり浄化槽の使用停止を命ずる。

年　月　日

東京都知事　　印

設置場所			
管理者名		施設名	
浄化槽の種類	単独・合併（　　）		
使用停止期間	年　月　日から 年　月　日まで	（　　日間）	
使用停止を命ずる理由			

１　この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第十七号様式から別記第二十一号様式まで　（現行のとおり）

第16号様式（第17条関係）

第　　号

事業停止命令書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付浄保（　　）第　　号で登録した浄化槽保守点検業については、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第１項の規定により、下記のとおり事業の停止を命ずる。

年　月　日

東京都知事　　印

記

１　停止を命ずる事項

２　停止期間

３　停止を命ずる理由

注１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本工業規格Ａ列４番）

別記第十七号様式から別記第二十一号様式まで　（略）

第16号様式（第17条関係）

第　　号

事業停止命令書

住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年　月　日付浄保（　　）第　　号で登録した浄化槽保守点検業については、東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第１項の規定により、下記のとおり事業の停止を命ずる。

年　月　日

東京都知事　　印

記

１　停止を命ずる事項

２　停止期間

３　停止を命ずる理由

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格Ａ列４番）